

学校医等公務災害補償 事務の手引

秋田県市町村総合事務組合

目 次

第 1 学校医等公務災害補償制度について -----	1
第 2 公務災害の認定について -----	2
第 3 補償基礎額等について -----	4
第 4 補償の種類と内容について -----	7
第 5 公務災害発生時の事務の流れについて -----	12
第 6 学校医等の負担金について -----	14

第1 学校医等公務災害補償制度について

学校医等公務災害補償制度は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定に基づき、地方公共団体が設置する学校（学校教育法第1条に規定する学校）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対し、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）の規定に基づき、その損害を補償することを目的とする制度である。

第2 公務災害の認定について

1 公務災害の範囲

(1) 負傷

- ① 職務の遂行に起因するもの
- ② 勤務場所又は附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意によるもの
- ③ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生したもの
- ④ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生したもの
- ⑤ その他公務と相当因果関係をもって発生したもの

(2) 疾病

- ① 公務上の負傷に起因するもの
- ② 職業病
- ③ その他公務に起因することが明らかなもの

(3) 障害又は死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたもの

2 公務災害認定の要件

次の2つの要件を満たした場合、公務上の災害と認定される。

(1) 公務遂行性

学校医等が公務に従事していること。

具体的な内容に応じて次のように類型化する。

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあって公務に従事している場合
- ② 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事していない場合
- ③ 任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合

(2) 公務起因性

傷病等の発生が、公務に伴う危険の具現化したものとして、生じ得べくして生じたものか否かによって判断する。

3 公務起因性を判断する際の確認事項

(1) 一般的事案

- ① 傷病の確認
- ② 公務遂行性の確認
- ③ 事故（アクシデント）の確認
- ④ 傷病の発生の不可欠の条件となった諸事情の確認
- ⑤ 公務（災害時の事故）が傷病等を発生させる蓋然性の確認

(2) 原因不明の災害

周辺事実、事故の前後の状況、本人の素因等の間接的な事実関係に基づき、経験則上合理的な推論を元に公務起因性の有無を推定する。

4 公務上の負傷の認定基準

次の(1)から(13)に掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となる。

- (1) 自己の職務遂行中の負傷
- (2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷
- (3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷
- (4) 救助行為中の負傷
- (5) 防護行為中の負傷
- (6) 出張又は赴任期間中の負傷
- (7) 特別の事情下にある出勤又は退勤途上の負傷
- (8) レクリエーション参加中の負傷
- (9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷（私的怨恨を除く。）
- (12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷
- (13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷
ただし、
 - ① 故意又は本人の素因によるもの
 - ② 天災地変によるもの
 - ③ 偶発的事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）

は公務外の災害となる。

第3 補償基礎額等について

1 補償基礎額

死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日における当該学校医等のそれぞれの医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、次の区分に定められている額に、扶養親族額を加算した額をいう。（基準政令第1条）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245円	8,003円	9,608円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263円	6,240円	6,900円	8,028円	8,908円	9,370円

備考

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。)としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。
- (2) 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 1年
 - ② 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年
 - ③ 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年
 - ④ 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年
 - ⑤ 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年

(3) 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。

- ① 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年
- ② 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者
 - 医師及び歯科医師 3年
 - 薬剤師 1年
- ③ 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者
 - 歯科医師 4年
 - 薬剤師 2年

(4) (2)及び(3)に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、(2)及び(3)に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。

2 扶養親族加算額

(1) 扶養親族加算

死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、次の区分に応じ加算する。

区分	配偶者	子	孫、父母等
加算額	217円	334円	217円

(2) 特定期間にある子についての加算

扶養親族加算の対象となる子のうち、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（特定期間）にある子については、1人につき167円をさらに加算する。

3 扶養親族の範囲

扶養親族の範囲は、次に掲げる者で、災害発生日において他に生計を維持するみちがなく主として学校医等の扶養を受けていた者をいう。

- ① 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ④ 60歳以上の父母及び祖父母（養子縁組をしていない義父母は対象とならない。）
- ⑤ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- ⑥ 重度心身障害者

第4 補償の種類と内容について

1 療養補償（基準政令第2条）

学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかりた場合、必要な療養の費用を支給する。

(1) 療養の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 移送及び通院

(2) 療養の費用

- ① 医師、歯科医師及び薬剤師の診療に係る費用
労災診療費算定基準に準じ、1点単価 11円50銭～12円
- ② 薬剤師の調剤に係る費用 1点単価 10円
- ③ 柔道整復師の施術に係る費用
- ④ 温泉療法、マッサージ、はり、きゅうの施術等で医師が必要と認めた費用
- ⑤ 付添看護に要する費用
- ⑥ 文書料

2 休業補償（基準政令第4条）

学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

3 傷病補償年金（基準政令第4条の2）

学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、その療養開始後1年6月を経過した日以後において、負傷又は疾病が治ゆしておらず、その傷病による障害の程度が文部科学省令に定める傷病等級に該当する場合に、年金として支給する。

傷病等級	年金額
第1級	補償基礎額×313
第2級	〃 ×277
第3級	〃 ×245

4 障害補償（基準政令第5条）

学校医等が、公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において文部科学省令に定める程度の障害を残したときはその障害の程度に応じ、障害等級第1級から第7級までの該当者には障害補償年金を、第8級から第14級までの該当者には障害補償一時金として支給する。

障害補償年金		障害補償一時金	
障害等級	支給額（1年につき）	障害等級	支 給 額
第1級	補償基礎額×313	第8級	補償基礎額×503
第2級	〃 × 277	第9級	〃 × 391
第3級	〃 × 245	第10級	〃 × 302
第4級	〃 × 213	第11級	〃 × 223
第5級	〃 × 184	第12級	〃 × 156
第6級	〃 × 156	第13級	〃 × 101
第7級	〃 × 131	第14級	〃 × 56

【事務上の留意点】

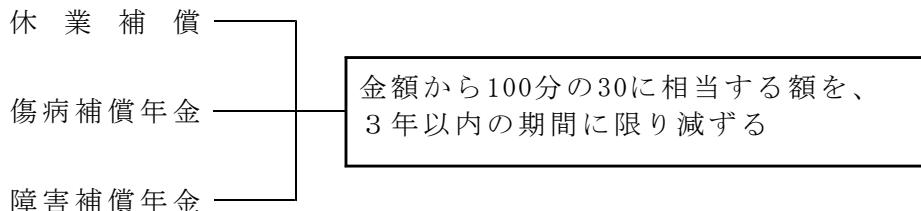
構成団体は、学校医等の療養が終了（症状固定）した時点で、当該学校医等に残存する障害の程度を把握する必要がある。

- ① 負傷時の状況（部位、程度）
- ② 療養の経過（療養の現状等）
- ③ 日常生活状況の調査
- ④ 自覚症状等に対する本人の申し立て
- ⑤ 脳波検査の結果等
- ⑥ 勤務・就労の状況
- ⑦ 各関節の機能障害の場合は、機能測定値（労災保険における関節運動可動域の測定要領に準ずる。）

5 補償等の制限（基準政令第6条）

休業補償、傷病補償又は障害補償について、次の場合は支給を制限することができる。

- ① 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた場合



② 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合

休業補償	1回につき10日間の支給停止
傷病補償年金	1回につき年金額の365分の10に相当する額の支給を行わない

6 介護補償（基準政令第6条の2）

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該年金を支給すべき事由となった障害で、文部科学省令に定める障害に該当し、常時又は随時介護を受けている場合に支給する。

ただし、病院又は診療所へ入院している者及び特別な施設（障害者支援施設、養護老人ホーム等）に入所している者は除く。

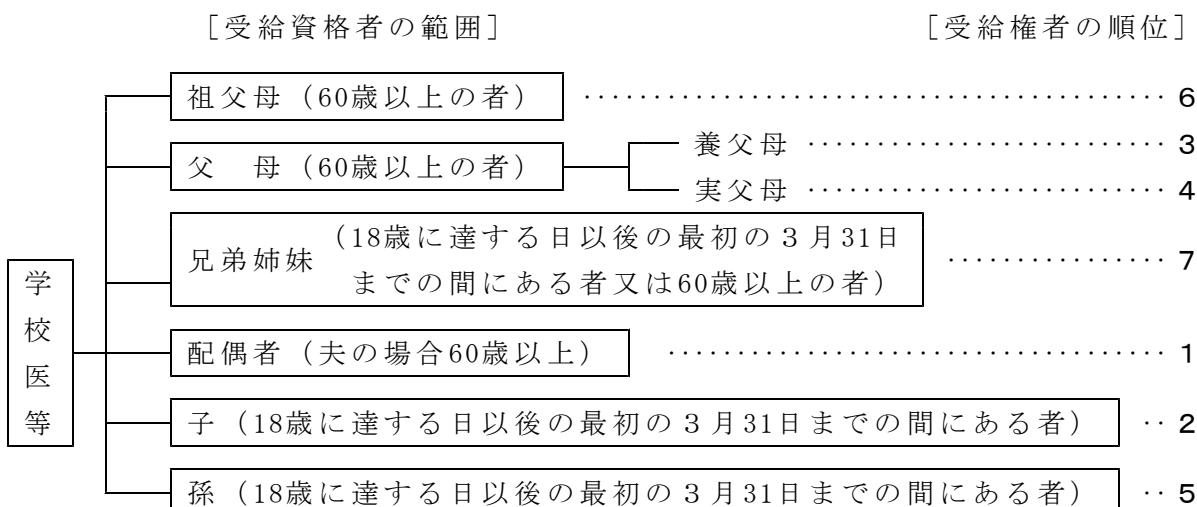
7 遺族補償（基準政令第7条）

学校医等が公務上死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

8 遺族補償年金（基準政令第8条）

学校医等が死亡した際、その者と生計維持関係にあったこと等、一定の要件に該当する遺族がいる場合に支給され、年金を受ける権利を有する者（受給権者）は、年金を受けることができる遺族（受給資格者）のうち、次の図に掲げる順位となる。

（1）受給資格者の範囲と受給権者の順位



※1 遺族が学校医等と生計維持関係にあった者であること。

※2 年齢は、学校医等の死亡当時のものであること。

(2) 年金の額

1年につき、次に掲げる受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給される。

遺族の人数		年金の額
1人	① ②の妻以外の者である場合	補償基礎額×153
	② 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻である場合	〃 ×175
2人		〃 ×201
3人		〃 ×223
4人以上		〃 ×245

※1 生計維持関係とは、学校医等の死亡当時、学校医等の収入によって生計を維持していたことをいい、学校医等の収入によって生計の一部を維持していた場合（例えば、共働きのように双方の収入を合わせて一つの生計を営んでいた場合）も含まれる。

また、学校医等と同居していたことが必要条件でないため、例えば、仕送りを受けていた別居中の遺族も一定の条件のもとで生計維持関係があったと認められることもあり得る。

※2 生計を同じくしているとは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしもその生計が維持されていることを必要とせず、また、同居、別居の別を問わない。

一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものとみて差し支えない。この生計同一関係は、学校医等との関係である「生計維持関係」と異なり、受給権者と受給資格者との関係において、年金支給中、常時考慮されるものである。

※3 受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者に年金が支給されることとなり、その額は、前記の年金額をその人数で除して得た額となる。

なお、このような場合、原則としてこれらの者はそのうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(3) 事務上の留意点

遺族補償年金の支給の際には、学校医等と受給資格者との生計維持関係、また、受給権者と受給資格者との生計同一関係に関する証明が必要となるので、これらに係る事実関係を調査し、市町村長による証明書を提出する必要がある。

9 遺族補償一時金（基準政令第12条）

遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- ① 学校医等の死亡の当時年金の受給資格者がいないとき。すなわち学校医等の死亡の当時、遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合又は学校医等と生計維持関係があった遺族がいない場合
- ② 学校医等の死亡の当時年金の受給資格者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が失権の日を補償事由発生日として①により算定した一時金の額に満たない場合

(1) 受給資格者

一時金の受給資格者は次の者であって、年金の受給資格のないもの、あるいは年金受給について失権又は失格したものである。

- ① 配偶者
- ② 学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ①、②以外の者で、主として学校医等の収入によって生計を維持していた者
- ④ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 一時金の額

一時金の額は、遺族補償年金を受ける遺族がないとき、(1)の受給資格者のうち、①、②及び④に該当する者については補償基礎額の1,000倍に相当する金額とし、③に該当する者については補償基礎額の400倍（学校医等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上であった者又は一定以上の障害の状態にあった者については700倍）とし、当該年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に年金を受けることができる遺族がない場合において、既に支給された当該年金の額の合計額が、遺族補償年金を受ける遺族がないときに支給される一時金の額に満たないときは、その差額を一時金として支給する。

10 葬祭補償（基準政令第18条）

葬祭補償は、遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者に支給する。

11 補償を受ける権利

学校医等が離職した場合においても、補償を受ける権利は影響を受けない。

第5 公務災害発生時の事務の流れについて

認定から支払まで、一般的なものの例

組合 ←	→ 構成団体 ←	→ 被災学校医等
	<p>☆ 災害発生</p> <p>1 被災した学校医等に対し次のことを伝える。</p> <p>① すぐに医療機関（初診は必ず病院）を受診し、診断書の交付を受けること ※ 診断書には「いつ、どこで、どのような状態で、どのようにして災害が発生したか」を医療機関から記載してもらうこと</p> <p>② 公務災害の手続きを行うため、治療費請求の保留と、労災基準での診療費算定を医療機関へ依頼すること</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定に係る手続き</p> <p>2 医療機関に連絡し、上記のことを伝え、怪我及び治療の状況、見込みを確認し、組合に書面により災害発生の報告をする。 (公務災害に該当するかどうか判断できない場合には、事前に組合に連絡すること)</p> <p>1 組合は、認定委員会の意見を聞いて公務災害認定通知書を構成団体へ送付する。</p> <p>3 被災学校医等に公務災害認定通知書を送付する。</p>	
		<p>1 公務災害認定通知書を医療機関に提示する。</p>

	補償に係る手続き	
	<p>4 医療機関に診療費請求明細書等の請求様式を送付する。 様式は、非常勤職員公務災害補償に関する様式を準用し、組合ホームページからダウンロードする。 (https://akita-sg.jp)</p> <p>5 医療機関から請求明細書等が提出されたら、請求関係書類を作成し、組合へ提出する。</p> <p>6 被災学校医等及び医療機関に決定及び支払通知書を送付する。 市町村口座を指定した場合、入金された療養補償費等を被災学校医等及び医療機関にそれぞれ送金する。</p>	<p>(休業補償がある場合)</p> <p>2 休業補償請求書を医療機関に提出し、就業できないことの証明を受けた後、構成団体へ提出する。</p> <p>3 決定及び支払通知書を受け取り、支払を確認する。</p>
	補償に係る手続きは治ゆするまで繰り返す	
	<p>7 治ゆ報告書を組合に提出する。</p>	<p>4 治ゆした場合は、治ゆ報告書を記載し、事務担当者に提出する。</p>

第6 負担金について

1 普通負担金について

普通負担金は、本組合負担金条例第11条第2項に定める額とする。

- ① 市 年額 40,000 円
- ② 町村 年額 20,000 円

2 特別負担金について

特別負担金は、本組合負担金条例第11条第3項に定める秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第36号）の規定に基づく補償に要する額とする。